

鳥取県西部広域行政管理組合 掲示第8号

公募型指名競争入札の実施について

鳥取県西部広域行政管理組合が発注する工事請負契約において公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年6月2日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 発注工事の概要

工 事 名	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事		
工事場所	鳥取県西伯郡伯耆町岸本489番地1		
工 期	契約の締結の日から令和9年2月26日まで		
工事内容	鳥取県西部広域行政管理組合旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の解体撤去を行う。 （1）施設概要 ・ 名 称 旧灰溶融施設（エコスラグセンター） ・ 敷地面積 18292.95㎡ ・ 施設種別 灰溶融施設（一般廃棄物処理施設） ・ 処理能力 34t/日 ・ 処理方式 燃料燃焼式表面溶融方式 ・ 竣工年代 平成16年3月 ・ 稼働停止 平成28年2月 （2）撤去対象 （建物） ・ 管理棟 鉄筋コンクリート造 904.95㎡ ・ 渡り廊下 鉄骨造 92.15㎡ ・ 工場棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 7910.92㎡ ・ スラグ貯留棟 鉄骨造 1102.00㎡ ・ 車庫棟 鉄骨造 91.25㎡ ・ 洗車棟 鉄骨造 50.00㎡ ・ 計量棟 鉄骨造 33.47㎡ ・ タイヤ洗浄棟 鉄骨造 50.00㎡ （埋設物） ・ 工場棟灯油地下タンク		

	・ 計量棟パレット ・ 敷地出入口融雪装置 (附帯設備) ・ 工場棟プラント設備及び煙突 ・ 各棟に付帯する機械設備及び電気設備等 (外構設備) ・ アスファルト舗装 (駐車ライン含む)、車止めブロック及び縁石ブロック ・ 植栽、植込、砂利敷、機械基礎及び土間その他の地表仕上材 ・ 排ガス濃度表示板及び掲示板 ・ 旗ポール、手摺、標識及びミラーその他の金物類 ・ 敷地内を横断する側溝、配管ピット及び進入門扉ゲート (3) 撤去対象外 ・ 敷地出入口付近の最終柵、圧送用ポンプ、電気引込盤 ・ 施設外周のフェンス (メッシュフェンス、目隠しフェンス)、L型擁壁及び擁壁外側の側溝 ※ 積算に当たり、事前に現地確認を希望する場合は、組合事務局総務課入札財政担当 (電話：0859-22-7732) まで連絡すること。なお、現地確認が可能な期間は、設計図書に対する質問の受付期間内とする。 ※ 本件工事は、令和7年度及び令和8年度にわたる債務負担行為により施工する。そのため、請負代金の支払方法については、原則として年度ごとの支払限度額 (当該各年度の予算額の範囲内で設定する。) を設け、建設工事標準約款第39条から第41条までの規定を適用する。
予定価格	923,120,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査	実施しない
契約保証金	請負代金の10分の1以上
前払金	請負代金の10分の4以内
部分払	鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則 (平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第6号) において準用する米子市建設工事執行規則 (平成17年米子市規則第106条) の規定に基づく部分払

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、組合を構成する市町村のいずれかにおいて建築一式工事 (解体) の工種の指名競争入札に参加する資格を有する者3社によって自主結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

共同企業体としての条件	施工提案書	本工事の発注仕様書の性能を満たす具体的な工法、設計内容について、施工提案書を提出し、組合の確認を受けていること。
	代表者	次に掲げる条件の全てを満たした者であること。 (1) 平成27年度以降に単独又は共同企業体の代表者として、一般廃棄物焼却施設（灰溶融施設にあつては処理能力30t/日以上、焼却施設にあつては処理能力200t/日以上）の解体撤去工事を受注し、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」（厚生労働省基発0110第1号）に基づいて施工した実績を有すること。 (2) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、入札参加申込みの日の3か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者であつて、1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受け、同法第26条第5項に基づく国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講している者を、本件工事に専任で配置することができること。 (3) 最も大きな出資比率を保有していること。
	代表者以外の構成員	次に掲げる条件の全てを満たした者であること。 (1) 組合を構成する市町村内に主たる営業所を有すること。 (2) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であつて、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受け、同法第26条第5項に基づく国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講している者又は1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士若しくは2級建築施工管理技士のうちいずれかの資格を有している者を、本工事に専任で配置することができること。
構成員としての条件	組合の構成市町村における入札参加登載	組合を構成する市町村のいずれかで、建築一式工事（解体）に係る指名競争入札に参加する資格を有すること。
	出資比率	出資比率を20パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	設計業務受託者との関係	本件工事に係る設計業務の受託者（以下「設計業務受託者」という。）と次の各号に掲げる関係を有する者でないこと。 (1) 入札参加希望者（その取締役を含む。次号において同じ。）が設計業務受託者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社

	員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係 (2) 入札参加希望者と設計業務受託者が、同一の会社の議決権保有者である関係 (3) 入札参加希望者の取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。)が設計業務受託者の取締役を兼ねている関係 (4) 入札参加希望者の取締役と設計業務受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 (5) 各号の関係に準ずる関係 ※ 設計業務受託者 鳥取県米子市新開六丁目13番29号 株式会社堀尾建築設計事務所
指名停止	入札参加申込みの時点において、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成20年3月4日施行)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格を有しないものでないこと。

3 入札説明書の交付

この公告に記載のない入札及び契約に関する事項については、入札説明書によるものとし、その交付の場所及び期間は、次のとおりとする。

交付場所	鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ内に掲載されているものを各自で直接ダウンロードすること。
交付期間	この公告の日から令和7年7月22日(火)まで

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和7年6月26日(木) 午後4時
申込場所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1 鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課 電話 0859-22-7732
提出書類	入札説明書に記載のもの

5 開札日等

開札日	令和7年7月23日（水） 午前10時
開札場所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1 米子市淀江支所2階 第2会議室
入札書の提出	郵便入札とし、その方法は、入札説明書に記載のとおりとする。
入札保証金	免除

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課（電話：0859-22-7732・ファクシミリ：0859-56-3203）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本件入札は、仮契約の締結後、本組合議会の議決を受けた場合に限り有効となる。
- (5) 本件入札において落札の決定をされた者であっても、本契約日（議決の日）までの間に指名停止措置を受けた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (6) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則又は鳥取県西部広域行政管理組合が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

